2　国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「Sub-Agent Withdrawn (Resigned)」の次に「Scope of Power of Attorney」の欄を設けてその旨を記載する。

3　［略］

**様式第３の２**（第９条関係）

［略］

1・2　［略］

3　Person Changing Name

Former name :

［略］

4　［略］

［略］

**様式第11の８**（第22条の２、第28条の４、第29条の２、第29条の６、第30の２及び第47条関係）

［略］

1　［略］

2　Applicant (Common Representative)

Name :

Signature＿＿＿＿＿（印）

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3　Agent

Name :

Signature＿＿＿＿＿（印）

Address :

4～6　［略］

［略］

**様式第15**（第27条の３、第28条、第31条及び第50条の３関係）

［略］

〔備考〕

1～3　［略］

4　「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「補正の内容」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第６条、令第１条第２項、第28条

2　国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「Sub-Agent Withdrawn (resigned)」の次に「Scope of Power of Atorney」の欄を設けてその旨を記載する。

3　［略］

**様式第３の２**（第９条関係）

［略］

1・2　［略］

3　Person Changing Name

Former Name :

［略］

4　［略］

［略］

**様式第11の８**（第22条の２、第28条の４、第29条の２、第29条の６、第30の２及び第47条関係）

［略］

1　［略］

2　Applicant (Common Representative)

Name :

Signature　　　　（印）

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3　Agent

Name :

Signature　　　　（印）

Address :

4～6　［略］

［略］

**様式第15**（第27条の３、第28条、第31条及び第50条の３関係）

［略］

〔備考〕

1～3　［略］

4　「補正の内容の欄」には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「補正の内容」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正（請求の範囲について補正する場合を除く。）のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第６条、令第１条第２項、第28条